

下水道 様式第13号(施行規則第13条関係)

農業集落排水施設 様式第5号(施行規則第6条関係)

千曲市下水道(農業集落排水施設) 使用(開始・休止・廃止・再開) 届
 使用 者 変 更 年 月 日

千 曲 市 長 様

届出者 住 所
 (使用者)
 氏 名
 (電話)

下水道(排水施設)の使用について、千曲市下水道条例第19条第1項(千曲市農業集落排水施設条例第12)の規定により、次のとおり届け出ます。

排水設備設置場所		郵便番号 〒		町内会名	
		千曲市			
使用開始等		1. 開始 2. 休止 3. 廃止 4. 再開 5. 使用者変更		年 月 日	
水道 量 水 器	給水区分	1. 県水 2. 市水 3. 井戸水 4. その他()			
	親量水器指示数	1. 水道(m ³) 2. 井戸(m ³)			
	メーター番号		メーター有効期限		
	子量水器指示数	3. 水道減(m ³) 4. 井戸減(m ³) 5. その他(m ³)			
	メーター番号		メーター有効期限		
業 種		1. 一般家庭 2. 事業所 3. その他()			
使用者数		昼間人口	人	夜間人口	人
水道使用者番号					
排水設備		<input type="checkbox"/> 専用 <input type="checkbox"/> 共用	雨水設備	<input type="checkbox"/> 既設利用 <input type="checkbox"/> 新 設	
検査年月日※		年 月 日	検査済証番号※	第 号	
区 分※		1. 大 口 2. 小 口	用 途※	1. 一 般 2. 公衆浴場	
エリア※		更埴・戸倉・上山田		分区※	
日最大予定排出水量 (工場・事業場等)		m ³ /日 (従業員数 人)		※ 私設メーター位置概要図 	
お客様番号※					
休止・廃止等の理由					
備考※		検針入力 くみ取り 口 振 私設メーター 料金精算 浄化槽			

※千曲市記入欄